# 議員提出議案等 一 令和4年3月定例会

| 発議番号  | 議案名等                      | 議決結果 | 議決日   |
|-------|---------------------------|------|-------|
| 発議第1号 | ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議(案) | 可決   | 3月2日  |
| 発議第2号 | 三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例     | 可決   | 3月18日 |
| 発議第3号 | 三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例     | 否決   | 3月18日 |
| 発議第4号 | 三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例     | 可決   | 3月18日 |

<sup>※</sup> 次ページから各発議の内容を掲載しています。

## 提出者

| 議員 | 竹 | 原 | 孝 | 剛川 |
|----|---|---|---|----|
| IJ | 小 | 田 | 伸 | 次  |
| IJ | 宍 | 戸 |   | 稔  |
| IJ | 杉 | 原 | 利 | 明  |
| IJ | 伊 | 藤 | 芳 | 則  |
| IJ | 黒 | 木 | 靖 | 治  |
| IJ | 掛 | 田 | 勝 | 彦  |

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議(案)の提出に ついて

会議規則第14条の規定により、上記の決議(案)を次のとおり提出する。

#### ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議 (案)

ウクライナをめぐる情勢について,昨年以来,国境付近におけるロシア軍増強 が続く中で,我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力 を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領はウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方的に承認する大統領令に署名し、さる24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。核兵器の使用も示唆しているこのようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、抗議するものである。

ロシアは、国際社会の強い自制の求めにかかわらず、侵略行為を継続しており、 首都キエフまで侵攻し、市民への被害が拡大している。

三次市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、ウクライナの主権、一体性、独立を尊重し、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、日本政府が経済制裁や人道支援において、国際社会と一致した措置をとることを支持する。

重ねて、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求める。以上、ここに決議する。

令和4年(2022年)3月2日

三次市議会

### 提出者

| 議員        | 竹 | 原 | 孝 | 剛 |
|-----------|---|---|---|---|
| <i>II</i> | 小 | 田 | 伸 | 次 |
| "         | 宍 | 戸 |   | 稔 |
| "         | 杉 | 原 | 利 | 明 |
| "         | 黒 | 木 | 靖 | 治 |
| IJ        | 掛 | 田 | 勝 | 彦 |

三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例(案)の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例(案)を次のとおり提出する。

三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例 (案)

(趣旨)

第1条 この条例は、三次市議会議員の期末手当の特例に関し必要な事項を定め るものとする。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和4年6月に支給する三次市議会議員の期末手当の額は、三次市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年三次市条例第65号)第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

### 提出者

| 議員 | 宍 | 戸 |   | 稔 |
|----|---|---|---|---|
| JJ | 齊 | 木 |   | 亨 |
| JJ | 横 | 光 | 春 | 市 |
| JJ | 黒 | 木 | 靖 | 治 |
| "  | 藤 | 岡 | _ | 弘 |
| IJ | 掛 | 田 | 勝 | 彦 |

三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例(案)を次のとおり提出する。

三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)

三次市議会議員定数条例(平成19年三次市条例第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「22人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示される一般 選挙から適用する。

提出者

議員 弓掛 元

ル 藤 井 憲一郎

リカス 月橋寿文

三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記条例(案)を次のとおり提出する。

三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)

三次市議会議員定数条例(平成19年三次市条例第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「20人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示される一般 選挙から適用する。